

日本臨床宗教師会規約

第1条（名称）

本会は、「日本臨床宗教師会」（英語名：Society for Interfaith Chaplaincy in Japan、略称：SICJ）と称す。

第2条（事務所）

本会の事務所を、宮城県仙台市青葉区川内 27-1 東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座内に置く。

第3条（目的）

本会は、臨床宗教師の理念を基本として、スピリチュアルケア・宗教的ケアの普及と質的向上を目的とする。特定の宗教宗派に偏ることなく、互惠と協調を旨とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 臨床宗教師の相互交流
- (2) 臨床宗教師養成の支援と連携
- (3) 臨床宗教師の実践と教育に関わる研究
- (4) 継続教育及び相互研鑽
- (5) 臨床宗教師の資格認定
- (6) スピリチュアルケア・宗教的ケアの実践支援
- (7) 臨床宗教師に関わる啓発活動
- (8) 関係する他機関との連携
- (9) その他必要な事業

第5条（会員）

本会は、第3条の目的に賛同し、役員の推薦を得て、理事会で承認された者を会員とする。会員の種別は、次の三種とする。

- (1) 正会員
- (2) 准会員
- (3) 賛助会員

2. 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。但し、(ア) (ウ) は信徒の相談に応じる立場にある者（宗教者）とする。

- (ア) 臨床宗教師としての研修を修了した者。
- (イ) 上記 (ア) の研修の指導者。
- (ウ) 「認定臨床宗教師」資格を授与された者。
- (エ) その他、理事会が必要と認めた者。

3. 准会員は、スピリチュアルケア・宗教的ケアに関わる地位にあつて、別表①に定める経験を有する者とする。

4. 賛助会員は、本会の目的・事業を賛助する個人もしくは団体とする。
5. 会員は別表②に定めた年会費を納入する。
6. 「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説」に抵触した者、もしくは本会の名誉を著しく毀損した者については、倫理委員会の答申を経て、理事会の議をもって除名することができる。

第6条（会員の権利）

各会員は次の権利を有する。

2. 正会員は、総会における議決権を有する。准会員と賛助会員は、総会にオブザーバーとして出席することができる。
3. 正会員と准会員は、本会が主催もしくは指定する継続研修等に参加することができる。また、「認定臨床宗教師」資格認定の申請をすることができる。賛助会員は、継続研修等にオブザーバーとして出席することができる。

第7条（役員）

本会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	1名
理事	若干名
監事	2名
顧問	若干名

2. 理事・監事は正会員から選出され、総会において承認される。
3. 理事には、別表③に掲げる、各地域の臨床宗教師会の代表者を含める。
4. 会長・副会長・事務局長・事務局次長は理事から選出される。
5. 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
6. 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。

第8条（委員会）

本会には次の委員会を置く。

倫理委員会
資格認定委員会
継続教育委員会
研究委員会
その他必要な委員会

2. 各委員会の委員長は理事から選出され、会長が委嘱する。
3. 委員長の任期は3年以内とする。但し再任を妨げない。
4. 委員の選任と各委員会の業務等については別に定める。

第9条（会議）

本会の会議は、総会・理事会として、会長が招集する。

2. 総会は年1回開催し、議事は出席者の過半数をもって決する。
3. 総会は次の事項を議決する。
 - (ア) 事業・予算・決算・会議に関すること。
 - (イ) 規約変更・役員改選に関すること。
 - (ウ) その他必要な事項に関すること。
4. 理事会は、理事・監事によって構成し、議事は出席理事の過半数をもって決する。
5. 顧問はオブザーバーとして理事会に出席することができる。
6. 理事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。
7. 緊急を要する事項は、理事会において議決することができる。但し、決定した事項は総会において報告しなければならない。

第10条（会計）

本会の会計は、会費・助成金・参加費・寄付金・その他雑収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本規約は2016年2月28日より施行する。

別表① 准会員に求められる臨床経験

- ・公共空間における臨床経験 300 時間以上
- ※当該組織代表者による押印付き書面で証明する
以上

別表② 年会費

- ・正会員 5,000 円
- ・准会員 3,000 円
- ・賛助会員（個人）1 口 1,000 円
- ・賛助会員（団体）1 口 10,000 円

※准会員が「認定臨床宗教師」資格を取得した場合など、会員種別が変更になる場合には、その翌年度から当該会員の年会費を納入するものとする
以上

別表③ 各地域の臨床宗教師会

- ・北海道・東北臨床宗教師会
- ・関東臨床宗教師会
- ・中部臨床宗教師会

- ・ 関西臨床宗教師会
- ・ 中国地方臨床宗教師会
- ・ 九州臨床宗教師会

以上